

春日井市ふるさと納税に係るお礼品登録基準

<p>1 事業者の要件</p>	<p>次の要件をすべて満たしていること。</p> <p>(1) 春日井市内に本店、支店、事業所、工場等を有する法人又は個人事業者、その他市長が適当と認めるものであること。</p> <p>(2) 市税等の滞納がないこと（個人事業者の場合は、本人の個人市・県民税など市税等の滞納がないこと。）</p> <p>(3) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。</p>
<p>2 お礼品の種類</p>	<p>(1) 物品（例：飲食物、工芸品、雑貨、日用品等）</p> <p>(2) サービス等（例：食事会プラン、宿泊プラン、生活関連サービス等）</p>
<p>3 お礼品の要件</p>	<p>「1 事業者の要件」を満たす事業者が生産、製造及び加工する物品又は提供するサービス等で、以下の要件に全て適合しているもの。ただし、要件に適合していても、本市がお礼品として適当でないと認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(1) 共通</p> <p>ア 総務省が定める「地場産品基準」を満たすもの。</p> <p>イ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法、不当景品類及び不当表示防止法、不正競争防止法など、関係法規を遵守しているもの。</p> <p>ウ 射幸心をあおるもの、人に危害を加える恐れがあるもの、宗教的又は政治的な意図又は目的があるもの。</p>

	<p>の等社会通念上公金で賄うことがふさわしくないものでないこと。</p> <p>(2) 物品</p> <p>ア 常に安定供給できること。ただし、予め期間や供給可能数を明示する場合を除く。</p> <p>イ 原則、全国各地（離島含む）に発送が可能であること。</p> <p>ウ 市からのお礼品送付依頼後速やかに寄附者にお礼品を発送できること。</p> <p>エ 量目、品質及び機能が表示内容と一致していること。</p> <p>オ 飲食物の場合は、原則、寄附者に到着してから5日程度の賞味期限が保証されるものであること。</p> <p>(3) サービス等</p> <p>ア 宿泊・観光など、春日井市の魅力を発信、体感できるものであること。</p> <p>イ 利用券やチケットなど、転売の可能性があるものについては、利用者が限定できるような対策等を講じていること。</p> <p>ウ 常に安定したサービス等が提供できること。ただし、予め期間や供給可能数を明示する場合を除く。</p>
4 登録件数	<p>(1) 通年扱いのもの 10品目まで</p> <p>(2) 季節限定（掲載期間が6月以下のもの）又は数量限定のもの 10品目まで</p> <p>(3) 定期便 5品目まで</p> <p>(備考)</p>

	色又はサイズが異なるお礼品については、市の判断により、1品目として取り扱うことができる。
5 定期便の取扱	(1) 定期便の1コースの期間は、12月を上限とする。 (2) 定期便の送付は、月に1回以上の頻度で行うものとする。
6 寄附金額区分	お礼品代（梱包材料費・消費税を含む。以下同じ。）の100/30以上の金額かつ、お礼品代に送料を加算した額の100/34以上の金額とし、千円未満の端数が生じたときはその端数は切り上げる。
7 謝礼金額	お礼品代に送料を加算した額

※ 地場産品基準（平成31年4月1日総務省告示179号）

- 1・・・春日井市内において生産されたものであること。
- 2・・・春日井市内においてお礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3・・・春日井市内においてお礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 3（熟成肉）・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、春日井市が属する都道府県の区域内において生産された食肉を原材料として、春日井市内において熟成したもの。
- 3（精米）・・・地場産品基準第3号ただし書に規定する、春日井市が属する都道府県の区域内において生産された玄米を原材料として、春日井市内において精白したもの。
- 4・・・春日井市内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。

- 5・・・春日井市の広報の目的で生産された春日井市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から春日井市の独自のお礼品等であることが明白なものであること。
- 6・・・前各号に該当するお礼品等と当該お礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該お礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の七割以上であること。
- 7・・・春日井市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が春日井市に相当程度関連性のあるものであること。
- 7の2・・・春日井市内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- 8イ・・・市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通のお礼品等とするものであること。
- 8ロ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通のお礼品等とするものであること。
- 8ハ・・・都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそれぞれお礼品等とするものであること。
- 9・・・震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当するお礼品等を提供することができなくなった場合において、当該お礼品等を代替するものとして提供するものであること。